

研究ノート

ブッシュ政権下の米国移民政策

平 岩 恵里子

1. はじめに

ブッシュ政権が力を注いだ包括的移民制度改革法案は、2007年6月に上院で否決され廃案となったまま、米国はオバマ政権に移民政策を託すこととなった。不法・合法を問わず今なお多数流入する移民が米国の経済・社会の繁栄と多様性を築いてきた一方、常に移民政策が政治課題となる国である。その米国が100年に一度とも言われる経済危機に直面し、雇用情勢も大きく変化している。なかでも移民労働者はその変化の影響を真っ先に受ける。そのような中で、不法移民対策を含む新たな法案が検討されるまで長い空白が生まれてしまった。今回の世界的な不況によって米国をはじめ世界における移民の状況や各国の移民政策そのものは、どのような方向へ向かうのだろうか。経済のグローバル化が国際労働力移動に与える影響について目が離せない状況なのである。そこで本研究ノートでは、米国における移民とその枠組みを形作る移民政策が今後どのように変化していくのかを観測するに当たり、1) ブッシュ政権が取り組もうとして頓挫し、オバマ政権の課題となった移民制度改革法案を整理する、2) 金融危機後の米国での移民労働者動向の変化の有無を現時点で追えるだけ追い、国際労働力移動に大きな変化が起こる兆候があるのかどうかを探る、以上の2つを目的としたい。(なお、ブッシュ政権は前政権でありオバマ政権が現政権であって、「前」と「現」を政権名に冠して区別する必要があるが、自明のことと思われるので、本研究ノートではブッシュ政権・オバマ政権と、そのままの呼称を使うこととする。)

II. 包括的移民制度改革法案の論点と経緯

(1) 包括的移民制度改革法案の論点と背景

事実上廃案となった包括的移民制度改革法案の目玉は、米国内に 1,200 万人いると推計される [1] 不法移民に対し、一定の条件の下で合法化の道を開くというものだった。また、国境警備強化のためメキシコとの国境にフェンスを設置し警備要員を増強する、不法移民を雇用した経営者に対する罰金を強化する、一時的労働者として法的地位を与える短期労働者プログラムを導入する、という内容を含んでいた。米国に永住する権利のある移民ビザ（永住権ビザ）の発給数や発給対象者などの基準見直しも盛り込まれた。

米国の移民法（基本的な法典は、1952 年制定の「移民及び国籍法」(Immigration and Nationality Act of 1952) [2] である) では入国者を移民と非移民に分け、原則的に米国に「永住の意思なく入国する者であること立証しない限り」移民としてみなされる。移民に発給される移民ビザは永住権ビザで、就労など米国人同様に行うことができ、市民権取得（帰化）への道も開かれる。非移民は一時的な渡航者で、入国目的に応じた非移民ビザを取得することになる。例えば一定期間の就労には非移民就労ビザが発給される。こうした移民認定の根幹には、移民による家族呼び寄せ枠と国内の労働力需要に対応する雇用枠の 2 つの枠組みがある。このシステムの下、米国へは毎年 200 カ国から 250 万人が何らかのビザで入国している [3]。米国の移民政策はその国家像に関わる重要な意味を持ち、歴史上、何度も関係制度法の改正が行われてきている。2007 年に廃案となった包括的移民制度改革法案でも、基本原則である移民・非移民双方が見直しの対象となっていたが、上院・下院で様々に審議された移民制度改革法案において最も議論の焦点となったのは、移民・非移民いずれの合法的な地位を有さない非合法移民(以下、不法移民)への対応であった。

まず、2005 年 12 月に下院を通過した移民法改正案 (Border Protection, Antiterrorism, and Illegal Immigration Control Act of 2005) は、それまでは

民事法違反だった不法滞在を重罪の刑事法違反として厳罰を科し、同時に雇用者やブローカーなど不法滞在を援助・助長した者も犯罪に問うこととした。また、国境警備の強化策としてメキシコとの国境であるカリフォルニア、アリゾナ、ニューメキシコ、テキサス州に1,000キロを越えるフェンスを設置し、州や地方自治体の警察が不法滞在者摘発に協力するための措置も盛り込まれた。全般的に不法移民に厳しい改正内容となったことから、2006年に入り中南米系移民を中心に全米で大規模な抗議デモが起こった。

上述したように米国には推定で1,200万人とされる不法移民がおり、毎年40万人から50万人の規模で増えている。そうした不法移民の半数がメキシコからである[1]。1200万人のうち700万人が就労していると推定されており、これは米国の全就労人口の5%を占めると言われる[4]。サービス業や建設業、生産・設備・修理業に従事する割合が多く、就労人口に占める不法移民の割合が相対的に高いのは農業や清掃業である。特にフロリダなどの果実栽培をはじめとした農業は労働がきつく、メキシコなどからの労働者に大きく依存しているのが現実である。不法移民をめぐる議論では、米国人では就きたがらない仕事を低賃金で担っており、すでに米国の経済には欠かせない存在である、という現実を容認する意見と、米国民の雇用を奪い賃金も低くなる、あるいは福祉的な支出が増大して経済的な損害をもたらしてしまうという否認派とに分かれる。どの意見を支持するかは政治的、経済的、あるいは文化的に置かれた立場によって異なるが、この問題はどの時代にも米国では議論の対象であり、いまだに結論の出ない複雑な問題でもある。不法移民に関しては第II章で改めて述べる。

(2) 包括的移民制度改革法案をめぐる論争の経緯

前述した2005年12月に下院を通過した改正案に対し、上院では様々な法案や修正案が議論の対象となり、共和党のマケイン(John McCain)議員と民主党のケネディ(Edward Kennedy)議員が提案した法案が2006年3月に

司法委員会を通過した（後のヘーゲル（Chuck Hagel）・マルティネス（Mel Martinez）法案）。修正を重ねた結果、下院案に比較して不法移民に対してかなり寛容な内容となった。不法滞在・不法就労や、その援助行為を犯罪行為とする規定が削除され、不法移民は一定期間の労働を許可されると同時に永住権申請への道も開く内容も盛り込まれた。かねてよりブッシュ大統領は、一定の条件の下で就労を認める一時労働許可制度（ゲストワーカープログラム）の新設を提案しており、不法移民も申請することができるようにすることを目指していた。米国人が就きたがらない職に移民が就くことを容易にすることによって労働需給をマッチさせることは、米国経済に資するだけでなく、ひいては不法移民の圧力を減じることにつながる、と主張していた。この主張に対しては、不法移民に対する恩赦（アムネ스티）そのものであり、その恩赦を期待して不法に滞在する人々を逆に増やす結果になるとの批判が向けられた。この論点では共和党内部でも意見が分かれ、特に保守派は不法移民に対しては厳しい態度をとる一方、人権問題の視点から移民に対して寛容な政策を求めるカトリック教会などは、移民に厳しい下院法案に反対の声をあげていた。また、中南米のスペイン語圏からのいわゆるヒスパニック系移民も移民に厳しい法案には反対の態度だった。米国人口に占める割合を増加させているヒスパニック系移民の票は選挙を左右する存在にもなっており、移民政策が政治的な意味合いを帯びることにつながっている。こうした対立を背景に、一時労働許可制に対してブッシュ大統領は恩赦ではないことを再三強調せざるを得ず、メキシコ国境の警備強化をはじめとして非合法的な入国を阻止するための取締り強化策も盛り込まれた。

こうして不法移民に就労許可を与えるか否かで国論が分かれた中、この一時労働許可制度に沿った法案が2006年5月に上院で可決された。すでに米国内で働きながら生活拠点を築き犯罪歴のない場合には、一定の罰金や追徴金の支払いを求め、英語を習得すること等を条件として、一定期間の就労を認めるも

のとなった。同時に国境警備局人員として新たに 6,000 人規模の州兵を送り込む対策も盛り込まれた。以後、移民法改正案は不法移民に厳しい態度をとる下院との妥協策を探りながらも、成立の目処が立たないままブッシュ大統領は中間選挙に向かうこととなった。

もともとブッシュ大統領は 2001 年の就任当時より移民問題を重要視していた。移民が米国経済に果たす役割を高く評価し、家族再結合を中心として「人間的な」移民政策を模索していた。特に 9.11 同時多発テロ事件発生前までは、メキシコからの不法移民問題をメキシコと連携を図りながら解決する意欲を示していた。そうした不法移民に永住権を与える恩赦プログラムを行うことも検討していたとされる [5]。しかし、9.11 同時多発テロ事件以後、米国は自国の安全保障と移民が深く関係しているという問題をつきつけられることになったのである [5]。実行犯の多くが合法的ビザ発給を受けており、あるいは偽造パスポートを所持するなど、国境警備と移民システムの“抜け穴”を徹底的に利用していたとされる [6]。テロ対策上、不法移民問題と国境警備をリンクさせざるを得なくなったとは、移民が米国経済にもたらすプラスの影響を政策に生かしたいブッシュ政権の手足を縛ることにつながった。2002 年には、司法省の下にあった移民帰化局が解体されて国土安全保障省に編入されたことにより、国土安全保障上のテロ対策の問題と、不法入国・不法滞在など不法移民対策と同列に論ずるという事態となった。2006 年 5 月の演説 [7] では、2001 年の就任以来、国境管理費を 66% 増やし、国境警備員を 9,000 人から 12,000 人へ増員すると同時に、赤外線探査ネットや無人探査機などを導入、さらに 600 万人の不法移民を逮捕し母国へ送還したことなど、国境警備に関する実績を強調したが、その背景には、就任当初とはまったく異なった状態に米国が置かれた現実があった。移民に対する考えが保守方向に向かざるをえなくなったのである。

(3) 変化する包括的移民制度改革法案

中間選挙敗退後もブッシュ大統領は移民法改革を成立させようと注力するものの、混迷する議論が続いたが、2007年5月ようやく上院で超党派議員による合意案が発表された。米国民が就かない職に期間を区切って就労を許可する一時労働許可制はもとより、不法移民に一時就労許可を与える制度に加えて、ポイント・システム(“merit-based” system)導入が新たに盛り込まれた。年齢、教育、英語能力や職業上の熟練度や技能などをポイント換算で評価しようというもので、カナダやオーストリアなどではすでに導入されている。このポイント・システムは、現在の米国の移民法の根幹をなす1965年改正移民法に取って代わるものと指摘された[8]。移民受け入れの基準として「家族のつながり」から「職業上の熟練度」へ重点が移るものでもあった。また、従業員が就労資格を持っているかどうかについて、雇用主が即座に確認できるような電子確認装置の導入に加え、不法移民に滞在許可を出すに当たっては、犯罪歴などのチェックや罰金強化などより厳しい手続きが盛り込まれた。永住許可申請にあたっては、一時帰国義務や入国時に4,000ドルに及ぶ支払い義務を課すなど、それまでの“恩赦”ではないかという批判に対応した。また、当初40万人だった一時労働許可制枠も、20万人に減らした。しかし、例えば移民が米国経済に与える影響について数多くの実証分析を行い、移民労働者が米国生まれの労働者の賃金を押し下げてしまうと主張するハーバード大学のジョージ・ポルハス教授は、アムネスティ(恩赦)をシャムネスティ(Sham(nesty))と揶揄し、1,200万人に及ぶ不法移民に合法的な滞在の道を開くことは数年の後にまた新たな1,200万人の不法移民を生み出すことになるとして、強烈に批判している[9]。

共和党・民主党両党の右派や左派議員によって様々に議論されてきた超党派の法案も、結局は冒頭第I章で述べたように2007年6月、上院本会議で採決されずに終わることになった。この時点で、移民改革法案の問題は2009年1月に発足する新政権まで先送りされることとなってしまった。

III. 米国における不法移民問題の背景

2007年6月に事実上廃案となった移民制度改革法案において、その議論の過程でもっとも問題となったのは、増え続けた不法移民にどのように対応するかであったことは前述した通りである。一般的に不法移民は入国審査を受けずに入国した者、あるいは許可されている滞在期間を過ぎても米国内に留まっている者などの不法滞在者を指す[10]。米国国土安全保障省によれば、不法移民は2000年以降、毎年およそ47万人のペースで増え続け、2007年における不法移民1,180万人のうちの約35%にあたる420万人が2000年以降に入国した(表1)。そして不法移民の59%にあたる700万人がメキシコからであるとされる。

表1 不法移民の入国時期 (2007年1月現在推定)

入国時期	人数	%
1980—2006	11,780,000 (2007年推定値)	100
2005—2006	890,000	8
2000—2004	3,270,000	28
1995—1999	3,470,000	29
1990—1994	1,880,000	16
1985—1989	1,300,000	11
1980—1984	960,000	8

資料) Estimates of the Unauthorized Immigrant Population Residing in the United States: January 2007, 米国国土安全保障省 (2008年9月)

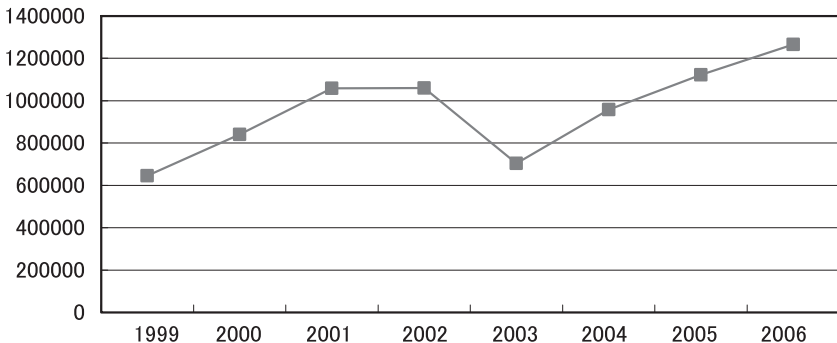
米国はたびたび移民制度関係法を改正してきたが、その中で最も大きな改正とされるのが、1986年の移民改革・管理法 (Immigration Reform and Control Act of 1986) であった。この改正法では、不法移民の雇用主に対する処罰規定が初めて盛り込まれる一方で、米国に5年以上滞在している不法移民を合法として認知し永住権を付与する恩赦が行われたのである。この恩赦措置によって、160万人近い不法移民が合法化されるという大規模なものになった。しかし、この恩赦を含む不法移民対策にも係わらず現実には不法移民

の流入はかえって増加する結果となり、問題を解決するには至らなかった。その後、恩赦措置がとられることのないまま、ブッシュ政権下で不法移民は増え続けていたわけである。したがって、積み上がってしまった不法移民に対する政策が政権にとって喫緊の課題であり、社会的要請でもあった。

また、合法移民との対比においては、米国における国勢調査統計（ACS: American Community Survey）を利用した統計によれば [10]、2006 年時点における米国内の外国生まれ（ACS 調査時点で米国内に居住しており、生まれた時点で米国市民でない者を指すが、一般的に移民と同義語とされる）の人口は 3,065 万人で、うち 1,887 万人が合法的に滞在しているとされ、その差約 1,180 万人が不法に滞在している人口であると推定されている。そのため、ブッシュ政権下では不法移民の増加はもとより、その存在の大きさゆえに、国を二分するほどの議論になったと言えよう。

表 2 永住移民受入れ数
(1999 年～ 2006 年)

単位: 人



資料) 米国国土安全保障省

一方、ブッシュ政権下で合法移民、すなわち永住移民がどれだけ受け入れられたか、その推移を示したものが表2である。2001年の同時多発テロ直後は、ほぼ横ばい状態であった。2003年になりその数が減少しているが、これは移民政策を反映したものではなく、米国の景気悪化のためであった[6]。しかし、景気回復の兆しが見え始めた2004年以降、受け入れ数は増加に転じ、2006年には同時多発テロ以前の水準を越すまでに増加したことが分かる。米国は2000年に「21世紀アメリカ競争法」(American Competitiveness in the Twenty-First Century Act)という時限立法を制定し、高度な技術・技能を持つ就労者に対しては短期移民ビザ枠を拡大し、専門職で就労する移民を海外から積極的に受け入れていた経緯がある。短期移民ビザは非移民ビザではあるものの、米国の移民政策が労働市場の要請から雇用を重視したものに変わっていったことは、移民に対して門戸を広げていたことであり、移民全般で見れば“流入増”になっていたと断言できよう。さらに、国境警備、とりわけメキシコとの国境警備強化に傾いてはいても、すでに米国に入って生活し、あるいは就労している移民に対しては、不法移民を含めその増加傾向に歯止めがかかる要素がなかったのである。

2005年1月にワシントンポストが行った世論調査によれば、国民の61%がすでに米国内にいる不法移民に対しては何らかの救済措置があってもよいと答えている。しかし一方では、同年12月に行われたウォールストリートジャーナルとNBCの調査では、57%が米国は移民に対して“オープン”過ぎるとし、不法移民は非常に深刻な問題であると捉えている。2006年4月に行われたギャラップ世論調査では、イラク戦争に次いで移民が国家の最重要課題として捉えていた。移民に対する米国民の関心は深いと同時に、移民政策の方向性は収斂することがない。不法移民が教育や医療などの面で社会的な負担になっているのではないか、という点も1980年代以降、繰り返し政策論争になった問題である。そもそも移民が米国のためになっているかどうか、移民をめぐる究極

の論争点であり、社会・経済的側面を含めさまざまに理論・実証両面から研究テーマとして取り上げられているゆえんでもある [11][12]。

外国人労働者が自国民に与える経済的な影響、特に賃金水準に与える影響については数多くの調査研究がなされている。しかし、移民が自国民の賃金に及ぼす影響ははっきりしていないのが実情である。実証面でも、移民が働く場所や環境、移民が受けてきた教育や保有している技術や能力に加え、競合するとされる自国民の能力と技術もそれぞれに違うため、条件を正確にコントロールして比較するのが困難だからである。2003年に発表された研究では [13]、同じ学歴ではあるが経験が違う移民労働者と、米国生まれの労働者をモデルとした場合、米国生まれの労働者と競合する移民労働者は米国生まれの労働者賃金を引き下げることが示された。しかし、その逆に、移民労働者は米国生まれの労働者賃金にはプラスの効果をもたらす、との反論も出されており [12]、今もなお論争は続いている。確かに低コストの移民労働者が米国生まれの労働者賃金を下げる可能性を否定できないものの、一方では移民には高学歴で高度技能を有する者も多く、そのような競争力を持った移民は米国経済にとってはプラスとなることを否定する専門家はおそらくいない。あるいは短期的な影響を考える場合と、長期的な影響を考える場合でも違いがある。一般的に長期的な視点に立った場合、米国生まれの労働者賃金には大きな影響はないと推定する見方が今のところ受け入れられているようだが、しかし客観的に見て誰もが納得する結論はおそらく出ないし、出せない問題であり続けるだろう。

IV. 経済危機の影響とオバマ政権下での移民制度改革

急速な景気後退は移民労働者にどのような影響をもたらすだろうか。全米経済研究所 (NBER: National Bureau of Economic Research) は、米国における今回の不況が2007年12月から始まったと推定している。また、雇用統計によれば2009年1月の全米失業率は7.6% (季節調整済) となり、1992年

9月以来の水準に悪化した。こうした不況の影響は真っ先に移民労働者に押し寄せる。また、米国だけでなく日本や欧州の国々でも実体経済が急速に悪化し雇用不安が深刻な問題となっている。世界で2億人を越えると推定される移民に今回の経済危機はどのような影響を与えるだろうか。労働需要が縮小する部門で働いている移民は、解雇され職を失えば自国へ帰るだろうか。あるいはこれから移民しようとする人々の気持ちをとどめるだろうか。不法に越境して職を得ようとする人々の流れは途絶えるだろうか。不法移民問題も含め、移民という現象やそれに伴う問題は自然に消滅していくだろうか。

ワシントンの移民研究シンクタンクである Migration Policy Institute が 2009年1月に発表した研究によれば [14], 主に以下のことが報告されている。すなわち、1) 米国における外国生まれの人口増加率は景気後退が始まった2007年後半から緩やかになっている。2006年以降、それまで顕著だった不法移民の増加が止まったことが原因であろう。2) この2年間、メキシコをはじめ出身国に帰る移民が増加していると推定されるが、そのことを裏付けるデータはない。“これまでのところ”, 今回の不況が移民に与えていると思われる顕著な状況は観察されていない。3) 一般的に、移民の帰国に影響を与えるのは移民先(受入れ国)の経済状況よりもむしろ彼らの母国(送出国)の経済状況である。母国の経済が成長して就労機会が増え賃金も上昇すれば移民は帰る。例えば東ヨーロッパ諸国の経済成長に伴ってポーランド人が移民先から帰国したことが観察されている。4) 特に不法移民に対する反移民感情の高まりや、国境取締りの強化努力、移民の送出国における経済成長、そして今回の米国経済不況など、あらゆる要因を総合すれば、世界における移民の増加傾向に歯止めがかかっている。

同時に、同報告が指摘しているのは、最も経済不況の波を直接受けやすい産業、例えば建設業や農業、サービス業など付加価値が比較的低い産業に移民労働者は集中しているため、不況の影響はそうした労働者に重くのしかかる可能

性が高い、という点である。しかしながら、今回の経済危機が移民の母国にも同様に、あるいは米国以上にマイナスの影響を与えるだろうことを考えると、いくら米国が不況に見舞われて移民を引き付ける経済的なプル要因が減じるとは言っても、移民はむしろそのまま留まる可能性も否定できない。

オバマ政権は今のところ足下の経済危機への対応に迫られており、移民政策に関して特にステップを進めているという状況ではない。選挙戦の過程では、当選すれば就任後1年以内には移民問題に取り組むと表明していたが、ブッシュ政権下で廃案になってしまった包括的移民制度改革法案が策定されていた時の経済状況とは様変わりしている。不法移民の合法化や国境取締り強化、そして農業分野など米国人が就きたがらない産業の移民雇用を容易にする一時労働許可制度が包括的法案に含まれていたものの、そのどれもが今後影響を受けざるを得ないだろう。さらに経済状況の悪化は反移民感情を醸成しやすいことは過去の例が物語る。不況時に移民受け入れ枠拡大は支持を受けにくいからである。

V. まとめと今後の課題

ブッシュ政権下で策定されていた包括的移民制度改革法案が廃案となった経緯を、法案内容の変化を含めて整理してきた。不法移民の増加への対応、労働市場の需給関係から導き出される要請に加え、2001年の同時多発テロを契機として安全保障の視点を移民政策に反映させることも求められた法案であった。しかし、共和党と民主党、リベラルと保守、それぞれの中で起きた政治的な思惑や立場のねじれ現象に対応することを余儀なくされ、多くの修正や妥協を繰り返した挙句に議会で承認を得られず廃案となった。移民がイラク戦争に次ぐ国家の最重要課題であると米国民が考えていたにも関わらず、である。しかも、増え続ける不法移民問題や不法越境を防ぐ国境の取り締まり政策が重要課題とされた一方で、ブッシュ政権下では合法・非合法を問わず移民は増加していたのである。そのような中で、グローバルな経済危機に直面することとなっ

た。米国の移民労働者はどのような影響を受けるだろうか。今はまだその影響の有無は判明していない。しかし不況がさらに長引けばさらに移民をめぐる状況は変化し、移民行動にも影響を与えることは十分に予想される。移民の流れは受け入れ国の政策に左右される側面もあるが、むしろ送出国との間に存在する経済格差も大きな要因となる。この度の経済危機によって、その経済格差に変化はあるだろうか。格差は拡大するのか縮小するのか。その点も含め、マクロ・ミクロ両面からグローバルな労働力移動がどのように変化するのかを観察することが今後の課題である。

また、日本における外国人労働者にも目を向けたい。雇用状況が悪化している中で、単純労働に従事する外国人労働者が大きく影響を受けることは必至であろう。1990年に初めて「定住者」という就労資格の下で日系ブラジル人などに単純労働への就労を認め、それ以降入国した外国人労働者が増加する一方であった日本の状況に、今後どのような変化が起きるのか注目していきたい。

【注】

本研究は平成19年度星城大学特別研究奨励費（研究課題：ブッシュ政権下の米国移民政策改革と国際労働力移動の変容，研究代表者：平岩恵里子）を使用して実施した。

【参考文献】

- [1] DHS, 2008, "Estimates of the Unauthorized Immigrant Population Residing in the United States: January 2007", DHS Office of Immigration Statistics' Annual Population Estimate, September 2008.
- [2] 早川智津子, 2008, 『外国人労働の法政策』, 信山社.
- [3] Migration Policy Institute, 2006, "Comprehensive" Legislation vs. Fundamental Reform: The Limits of Current Immigration Proposals, MPI Policy Brief No.13.

- [4] SOPEMI , 2008, *International Migration Outlook*, 2008 edition.
- [5] 国立国会図書館調査及び立法交差局編, 2006, 「アメリカ：包括的移民制度改革法案の審議－「非合法移民」をどうするか－」, 『外国の立法』 229, pp147-158.
- [6] Rudolph, Chris, 2007, “National Security and Immigration in the United States after 9/11” , The Center for Comparative Immigration Studies, working paper 157.
- [7] “President’ s Radio Address” , March 25, 2006. ホワイトハウスウェブページ < <http://georgewbush-whitehouse.archives.gov/news/releases/2006/05/20060520.html> > ,2009年2月7日取得 .
- [8] Migration Policy Institute, 2007, “Proposed Points System and Its Likely Impact on Prospective Immigrants” , Immigration Backgrounder, No.4.
- [9] Borjas, George, 2007, “The Bush-Kennedy-McCain Sham(nesty), The Borgas Blog, < http://borjas.typepad.com/the_borjas_blog/2007/05/the_bushkennedy.html > . May 22, 2009年2月7日取得 .
- [10] DHS, 2007, “Estimates of the Unauthorized Immigrant Population Residing in the United States: January 2007” , Office of Immigration Statistics.
- [11] Ethier, Wilfred J., 1986, “Illegal Immigration” , *American Economic Review*, Vol.76, pp.56-71.
- [12] Ottaviano, Giannarco I.P. & Giovanni Peri, 2008, “Immigration and National Wages: Clarifying the Theory and the Empirics” , NBER Working Paper No.14188.
- [13] Borjas, George., 2003, “The Labor Demand Curve is Downward Sloping: Reexamining the Impact of Immigration on the Labor Market” , *Quarterly Journal of Economics*, November 2003, pp.1335-1374.
- [14] Papademetriou, Demetrios G., & Aaron Terrazas, 2009, “Immigrants and the Current Economic Crisis: Research Evidence, Policy Challenges, and Implications” , Migration Policy Institute, January 2009.